

## 「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づく自主行動計画

一般社団法人全国青果卸売市場協会

### 1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

#### (1) 実施が必要な事項

##### ■ 物流業務の効率化・合理化

##### ① 荷待ち・荷役作業等の実態把握

各市場における荷待ち・荷役作業等の実態について把握します。

これらに要する時間が2時間を超えるような市場においては、将来に向けてこれらにかかる時間を削減する方策を検討します。

※ 荷待ち時間とは、集貨又は配達を行った地点（集貨地点等）における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯業務等）及び休憩に係る時間を控除した時間（待機時間）のこと。

##### ② 荷待ち・荷役作業等時間発着1時間削減又は2時間以内目標

卸売市場や物流拠点など着側におけるパレット管理を徹底した上で、発荷主にパレットに積み付けた状態での出荷を推奨し、トラックからの積卸しをフォークリフトを用いた機械荷役とすることにより、荷待ち、荷役作業等にかかる時間を削減します。

また、物流事業者が貨物自動車運送事業法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮を行います。

##### ③ 物流管理統括者の選定

物流の適正化・生産性向上の取組を事業者内において総合的に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者（役員等）を選任します。物流管理統括者は、物流の適正化・生産性向上に向けた責任者として、販売部門、調達部門等の他部門との交渉・調整を行います。

##### ④ 物流の改善提案と協力

発荷主事業者・着荷主事業者の商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善します。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者等の手作業での荷積み・荷卸しの削減、附帯業務の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、特に物流問題の影響が大きい遠隔地の発荷主に配慮し、自らも積極的に提案を行います。

##### ■ 輸送・荷役作業等の安全の確保

##### ⑤ 異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼や出荷要請を行いません。

また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

## **(2) 実施することが推奨される事項**

### **■ 物流業務の効率化・合理化**

出荷者団体、卸売市場関係団体、物流事業者関係団体と農林水産省等行政からなる青果物流通標準化検討会で決定した「青果物流通標準化ガイドライン」に基づき物流業務の効率化・合理化を図ります。

#### ① パレット等の活用

「青果物流通標準化ガイドライン」に基づき、パレット等を活用し、荷役時間等を削減します。その際、卸売市場においてパレット積みの荷物を優先的に案内する等の差別化を図り、発荷主のパレット化に協力します。また、レンタルパレット等を活用する場合には、本来の目的以外で使用せず、使用後は所有者等に適切に返却します。取引先や物流事業者からパレット等の活用について提案があった場合には、協議に応じ、積極的なパレット等の活用を検討します。

#### ② 入出荷業務の効率化に資する機材等の配置

着車したトラックにおいて、フォークリフト作業員待ち等の荷待ち時間が発生しないよう、適正な数のフォークリフトやフォークリフト作業員等、荷役に必要な機材・人員を配置します。また、入出荷業務の効率化を進めるためデジタル化・自動化・機械化に取り組みます。

#### ③ 検品の効率化・検品水準の適正化

発荷主と連携し、検品しやすい積み付け方法への変更や出荷規格の簡素化、検品方法（納品伝票の電子化、検品レス化、サンプル検品化等）や返品条件（輸送用の外装段ボールの汚れ、擦り傷があっても販売する商品に影響がなければ返品しない）等の検品の効率化・検品の適正化を推進し、返品に伴う輸送や検品に伴う拘束時間を削減します。

#### ④ 物流システムや資機材（パレット等）の標準化

「青果物流通標準化ガイドライン」に基づき、物流に係るデータ・システムの仕様やパレットの規格等について標準化を推進します。

また、取引先や物流事業者からデータ・システムの仕様やパレットの規格等の標準化について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。

パレットの活用に当たり、「青果物流通標準化ガイドライン」に基づき、平面サイズ 1,100mm×1,100mm のパレット（T11 型パレット）の導入を優先的に検討します。

パレット化実施済みの荷主事業者がパレット標準化を行うに当たっては、取り扱う製品等に留意しつつ、T11 型パレットの採用を検討します。

物流に係るデータ項目の標準化に当たっては、「青果物流通標準化ガイドライン」に基づき、物流情報標準ガイドライン」を参照し、ガイドラインのメッ

ページに準拠するなど、他データとの連携ができるよう留意します。

⑤ 輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮

市場間転送等により着荷主側が運送手配する場合において、トラック輸送の輸送距離を短縮し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、長距離輸送におけるモーダルシフト、幹線輸送部分と集荷配送部分の分離、集荷先・配送先の集約等を実施します。

⑥ 共同輸配送の推進等による積載率の向上

市場間転送等により着荷主側が運送手配する場合において、貨物の輸送単位が小さい場合には、他の荷主事業者との連携や物流事業者への積合せ輸送の実施により、積載率を向上します。

■ 運送契約の適正化

⑦ 物流事業者との協議

市場間転送等により着荷主側が運送手配する場合において、運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、物流事業者に対して積極的に協議の場を設けます。

⑧ 高速道路の利用

市場間転送等により着荷主側が運送手配する場合において、トラック運転者の拘束時間を削減するため、高速道路を積極的に利用します。

また、物流事業者から高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は協議に応じます。

⑨ 運送契約の相手方の選定

市場間転送等により着荷主側が運送手配する場合において、契約する物流事業者を選定する場合には、関係法令の遵守状況を考慮するとともに、働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用します。

■ 輸送・荷役作業等の安全の確保

⑩ 荷役作業時の安全対策

荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任を明確化します。

## 2. 着荷主事業者としての取組事項

### (1) 実施が必要な事項

#### ■ 物流業務の効率化・合理化

##### ① 納品リードタイムの確保

買付集荷など発注を行う場合には、発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から納品までの納品リードタイムを十分に確保します。納品リードタイムを短くせざるを得ない特別な事情がある場合には、自ら輸送手段を確保する（引取物流）等により、物流負荷の軽減に取り組みます。

### (2) 実施することが推奨される事項

#### ■ 物流業務の効率化・合理化

##### ① 発注の適正化

買付集荷など発注を行う場合には、荷待ち時間を削減するとともに運行効率を向上させるため、日内波動（例、朝納品の集中）や曜日波動、月波動などの繁忙差の平準化や、適正量の在庫の保有、発注の大ロット化等を通じて発注を適正化します。

発注の適正化にあたり、取引先がメニュープライシングを用意している場合には、それを活用します。

##### ② 着荷主事業者側の施設の改善

倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等を行い、荷待ち・荷役作業等の時間を削減します。

##### ③ 混雑時を避けた納品

道路が渋滞する時間や混雑時間を避け、納品時間を分散させます。

##### ④ 巡回集荷（ミルクラン方式）

着荷主事業者が車両を手配し、各取引先の軒先まで巡回して集荷する巡回集荷（ミルクラン方式）の方が、より効率的な物流が可能となる場合は、発荷主事業者との合意の上で、これを導入します。